

食品表示に関する相談窓口（令和7年4月1日現在）

1 食品表示法に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号
品質事項（JAS法由来） 名称、原材料名、原料原産地、内容量等	○事業所が香川県内のみ 香川県くらし安全安心課	087-832-3176
	○上記以外 消費者庁 食品表示課	03-3507-8800（代表）
衛生事項（食品衛生法由来） 添加物、アレルゲン、賞味・消費期限、保存方法、製造所等	○高松市内 高松市保健所生活衛生課	087-839-2865
	○高松市外 各県保健所 香川県生活衛生課	下記※県保健所一覧参照 087-832-3180
保健事項（健康増進法由来） 栄養成分表示等	○高松市内 高松市保健所健康づくり推進課	087-839-2363
	○高松市外 各県保健所 香川県健康政策課	下記※県保健所一覧参照 087-832-3261
相談全般、機能性表示食品の届出、製造所固有記号の届出等	消費者庁 食品表示課	03-3507-8800（代表）

※県保健所一覧

区域	保健所名	電話番号
さぬき市・東かがわ市・三木町・直島町	東讃保健所	衛生事項（0879-29-8271） 保健事項（0879-29-8251）
土庄町・小豆島町	小豆保健所	衛生事項（0879-62-1374） 保健事項（0879-62-1373）
丸亀市・坂出市・善通寺市・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町	中讃保健所	衛生事項（0877-24-9964） 保健事項（0877-24-9961）
観音寺市・三豊市	西讃保健所	衛生事項（0875-25-4383） 保健事項（0875-25-3082）

2 その他の食品の表示に関する制度

相談内容	相談窓口	電話番号
景品表示法	香川県くらし安全安心課	087-832-3176
米トレーサビリティ法	香川県農業生産流通課	087-832-3421
計量法	○高松市内 高松市くらし安全安心課	087-839-2067
	○高松市外 香川県計量検定所	087-881-2517
牛トレーサビリティ法	中国四国農政局米穀流通・食品表示監視課	086-230-4247
JAS法、容器包装の識別表示	中国四国農政局食品企業課	086-222-1358
酒類	高松税務署酒類指導官	087-861-4121（代表）